

宅建士講座 教材 訂正表【2024. 9. 13】

下記の教材につきまして、お詫びして訂正致します。

※当訂正表は宅建士講座全コース共通のものになります。

※教材によっては、お申込みのコースに含まれないものもございます。詳しくは受講ガイドにてご確認ください。

※更新日は訂正表に掲載した日付となります。最新版はTAC WEB SCHOOLのマイページ「[正誤情報](#)」をご確認ください。

■基本テキスト（法令上の制限）

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
8/14	第6章第1節 1 2. 用語の定義 (164頁) - (1) - 4～5行目	～ <u>宅地造成等</u> 規制法上は…。	～ <u>盛土</u> 規制法上は…。

■基本テキスト（その他関連知識）

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
8/14	第2章税法 3 住宅ローン控除 (66頁) - (3) - 1行目	～前々年から <u>翌々年</u> まで…。	～前々年から <u>翌年以後3年以内</u> …。

■トレーニング（宅建業法）

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
8/14	NO. 160問題 (320頁) - 肢2-1行目	～が <u>宅地造成等</u> 規制法の規定により…。	～ <u>盛土</u> 規制法の規定により…。
8/14	NO. 160解説 (321頁) - 肢2-1～2行目	～が <u>宅地造成等</u> 規制法の規定により…。	～ <u>盛土</u> 規制法の規定により…。
8/14	NO. 180解説 (361頁) - 肢4-2行目	～その <u>記名押印</u> する宅建士が…。	～その <u>記名</u> する宅建士が…。
7/12	NO. 192解説 (385頁) - 肢イ-4行目	～に <u>宅地建物取引士</u> 建士を…。	～に <u>宅建士</u> を…。

次ページへ続きます。

■トレーニング（法令上の制限）

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
7/4	NO. 96問題 (182頁) -肢1-3～4行目	高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する <u>宅地造成等の工事</u> については、都道府県知事の許可は <u>必要ない</u> 。	高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する <u>工事は、宅地造成に該当しない</u> 。
7/4	NO. 96解説 (183頁) -肢1-3～4行目	したがって、知事の許可は不要である（法12条1項本文）。 〔POINT;第6章 <u>3</u> 〕	（3行目削除） 〔POINT;第6章 <u>1</u> 〕
6/21	NO. 97問題 (184頁) -肢3-1行目	工事施行者	工事施行者の <u>名称</u>
6/21	NO. 97解説 (185頁) -肢3-4行目	工事施行者	工事施行者（氏名・名称・住所）
6/21	NO. 100問題 (190頁) -肢4-1行目	工事施行者	工事施行者の <u>名称</u>
6/21	NO. 100解説 (191頁) -肢4-4行目	工事施行者	工事施行者（氏名・名称・住所）
6/21	NO. 104問題 (198頁) -肢4-1行目	宅地造成等工事規制区域内の <u>土地（公共施設用地を除く。）</u> において	宅地造成等工事規制区域内において
6/21	NO. 108解説 (207頁) -肢2-6行目	《関連問題 62-3・68-3》	《関連問題 54-3・60-3》

次ページへ続きます。

■過去問答練（法令上の制限③）

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
7/4	問題(10頁) 【問20】 -肢1-2～3行目	高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する <u>宅地造成等の工事</u> については、都道府県知事の許可は <u>必要ない</u> 。	高さ3mの崖を生ずることとなるものに関する <u>工事</u> は、宅地造成に該当しない。
7/4	解説(10頁) 【問20】 -肢1-2～3行目	したがって、知事の許可は不要である（法12条1項本文）。 〔POINT;第6章 <u>3</u> 〕	（2～3行目削除） 〔POINT;第6章 <u>1</u> 〕
6/21	問題(11頁) 【問21】 -肢3-1行目	工事施行者	工事施行者の <u>名称</u>
6/21	解説(12頁) 【問21】 -肢3-4行目	工事施行者	工事施行者（氏名・名称・住所）
6/21	一言理由解答例 (18頁) No. 21-肢3		

■直前答練 第4回

更新日	該当箇所	訂 正 前	訂 正 後
9/13	問題(16頁) 【問32】 -肢イ-2行目	～ <u>B</u> が当該建物の近所に…。	～ <u>C</u> が当該建物の近所に…。

TAC宅建士講座